

全ト協発第41号(環)
平成27年4月20日

各都道府県トラック協会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 星野良三



**「基準緩和自動車の認定要領について(依命通達)」
の一部改正について**

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、標記につきまして、国土交通省より別添のとおり、通知がありましたので、お知らせいたします。

今回の改正は、バン型等のセミトレーラ連結車の車両総重量及び国際海上コンテナ用2軸トラックの駆動軸重について、バン型等のセミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準の統一の対象とされるもののうち、告示に定める構造要件を満足するバン型等のセミトレーラについては、車両総重量の上限値を36トンに引き上げ、また、告示に定める構造要件を満足するトラックについては、軸重(駆動軸重)の上限値を11.5トンに引き上げることにより、基準緩和が不要となることから一部改正となりました。(改正・公布：平成27年3月31日、施行：平成27年5月1日)

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

【国土交通省ホームページ】

http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000497.html

〈本件問い合わせ先〉

(公社)全日本トラック協会 交通・環境部長 荻原

TEL 03-3354-1045